

栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱の制定についての一部改正について (例規通達)

(令和 7 年 4 月 1 日)

(栃サ第 2 号)

サイバー空間における様々な脅威に迅速かつ的確に対処するには、情報通信技術に係る高度な知識が求められることから、専門的な知識を有する部外の研究者、技術者等による支援を受けることを目的として、別添のとおり「栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱」を定め、運用してきたところであるが、今般、運用要綱の一部を改正したので、引き続き効果的な活用に努められたい。

別添

栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱

第 1 目的

この要綱は、栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用に関し、必要な事項を定め、その効果的な運用を図ることを目的とする。

第 2 委嘱

- 1 委嘱対象者は、人格及び行動が模範的である者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
 - (1) サイバーセキュリティ等に関する研究に従事し、十分な学識経験を有すること。
 - (2) プロバイダーその他のインターネットに関連する事業所等において長期にわたり実務に従事するなど、サイバーセキュリティに関する知見を有すること。
- 2 アドバイザーの委嘱期間は、2 年間とする。ただし再委嘱を妨げない。
- 3 サイバー対策センター長は、前記 1 の要件を満たす者を認めたときは、委嘱状（別記様式第 1 号）を交付してアドバイザーに委嘱するものとする。

第 3 任務

アドバイザーの任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) サイバー犯罪の捜査及び対策に係る必要な知識、技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪の捜査及び対策に関する捜査員等への講演等の実施
- (3) サイバー犯罪の捜査及び対策に係る執務資料等の内容に関する助言
- (4) 最新の情報通信技術等に関する情報提供
- (5) サイバーセキュリティに関する意識の向上に関する広報啓発活動への支援

第 4 配意事項

サイバー対策センター長は、アドバイザーの運用に関して、次に掲げる事項に配意するものとする。

- (1) アドバイザーが任務に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないことを遵守させること。
- (2) アドバイザーが本来の職務を有している事情を考慮し、過度の負担を強いるこ

とのないようにすること。

第5 解嘱

- 1 サイバー対策センター長は、アドバイザーから辞任の申出があったとき又はアドバイザーが次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、アドバイザーを解嘱することができるものとする。
 - (1) 第2の1に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 第4(1)に規定する遵守事項に違反したとき。
 - (3) 心身の故障のため任務の遂行に支障が生じ、又はこれに堪えないと認められるとき。
 - (4) アドバイザーとしてふさわしくない非行があったとき。
- 2 サイバー対策センターの職員は、アドバイザーに関する解嘱事由を認めたときは、栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー解嘱事由報告書（別記様式第2号）により、速やかにサイバー対策センター長に報告するものとする。

第6 事務

アドバイザーに関する事務は、サイバー対策センターにおいて処理する。